

(案)

「(仮称) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」
の策定に向けた

意 見 書

平成26年11月

「室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会」

はじめに

暴力団は、殺人や強盗などの凶悪犯罪のほか、恐喝や覚せい剤等の密売、ヤミ金融事犯などのさまざまな犯罪を引き起こし、一般市民の日常生活や経済取引にも介入するなど、市民生活や地域社会の大きな脅威となっており、全国的に暴力団排除の世論が高まっています。

このような中、市は「（仮称）室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」の制定に向け、私たち17人の委員で構成する「室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会」に対し、平成25年12月20日に同条例案について意見を求めました。

市から提示された「（仮称）室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（案）」については、市民生活や事業活動に与える影響なども考慮し、私たちは慎重に審議を行いました。

条例（案）の構成及びその内容について審議した結果、各委員の賛同を得ました。

また、審議の過程においては、条例で規定すべき事項だけにとどまらず、条例制定後の運用のあり方についても意見が出されるなど、各委員の見地に基づいた積極的な議論が交わされ、その結果、大変意義深い意見書となったものと考えています。

この意見書の趣旨が条例に反映され、その条例の施行により、室蘭市が暴力団の脅威のない安全で住みよいまちになっていくことを切に望みます。

平成26年11月 日

室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会
会長 太田 稔

目次

1. 意見書の策定経過	1
2. 条例(案)についての意見	2
(1) 「(仮称)室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」の 基本的な考え方	2
① 目的	
② 基本理念	
③ 暴力団の排除を進めていく市、市民及び事業者の責務	
(2) 暴力団の排除を進めていくための具体的な措置等	4
① 市に求められる措置や支援等	
② 市民に対する禁止事項	
(3) 付帯意見	6
① 広報及び周知	
② 市民及び事業者への安全の配慮	
③ 啓蒙活動の推進	
④ 情報の共有化	
⑤ 子どもや高齢者にやさしいまちづくり	
○ 室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会 委員名簿	

1. 意見書の策定経過

平成25年12月20日（金）

市より「（仮称）室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」を平成27年4月施行に向け、策定作業を進めていくとの説明を受け、今後、市に対し意見を提出することを決定した。

平成26年10月 8日（水）

「（仮称）室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（案）」について、市より説明を受け、質疑等を行い、各団体において精査することとした。

平成26年10月23日（木）

「（仮称）室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（案）」について、各団体で精査した結果の報告を行い、意見交換を実施した。
事務局においては、各団体の意見を取りまとめ、意見書（原案）を作成することとした。

平成26年11月5日（水）

事務局の意見書（原案）について協議し、市長への意見書を決定した。

2. 条例（案）についての意見

（１）「（仮称）室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例」の基本的な考え方

近年、暴力団の活動は、殺人や強盗などの凶悪犯罪や覚せい剤等の密売、ヤミ金融事犯などの犯罪にとどまらず、一般事業者等に資金提供するように仕向けたり、企業活動を装ったり悪用したりする資金獲得活動を行うなど、一層巧妙になっています。

このような活動を根絶し、社会から暴力団を排除するためには、社会全体が暴力団との対決姿勢を堅持し、暴力団の排除活動を活性化させる必要があることから、室蘭市が策定する条例においても、そのような視点に立った条例の制定を目指すべきと考えます。

① 目的

この条例は、暴力団の排除を推進する上での基本理念、市、市民及び事業者の役割、並びに暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、「市民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に資すること」を目的とすべきと考えます。

② 基本理念

暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」及び「暴力団を利用しないこと」を基本として推進すべきと考えます。

また、暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で推進しなければならないことから、この点についても基本理念に規定すべきと考えます。

③ 暴力団の排除を進めていく市、市民及び事業者の責務

【市】

市の責務としては、基本理念にのっとり、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することが重要であると考えます。

【市民】

市民の責務としては、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めることが重要であると考えます。

【事業者】

事業者の責務としては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めることが重要であると考えます。

【市民及び事業者】

市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めることが重要であると考えます。

(2) 暴力団の排除を進めていくための具体的な措置等

「(仮称)暴力団の排除の推進に関する条例」の基本的な考え方とおり、暴力団を排除するには、市、市民及び事業者が、各々その責務を果たすとともに、市における措置や支援等並びに市民に対する禁止事項を次のとおり実施すべきと考えます。

① 市に求められる措置や支援等

市は、自らが行う事務や事業から暴力団を排除するための措置を講ずることはもちろん、市民や事業者等に対する支援や広報啓発など暴力団の排除に関する総合的な取組を実施すべきと考えます。

ア. 市の事務事業に係る暴力団排除措置

市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）の執行により、暴力団を利することがないように、市は、市が実施する入札に暴力団員又は暴力団関係事業者を参加させない等の必要な措置を講ずるべきと考えます。

特に、市の事務事業に関する契約については、直接の相手方に限らず、その相手方が行う下請契約などの関連する契約についても必要な措置を講ずるよう、市は契約の相手方に求めるべきと考えます。

市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当って暴力団員から不当要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとすべきと考えます。

市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとすべきと考えます。

イ. 公の施設に係る暴力団排除措置

市が設置する公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため設置するものであり、暴力団の活動に利用されることは、その目的に反することになることから、市は、暴力団の活動に利用されないようにするための必要な措置を講ずるべきと考えます。

ウ. 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うべきと考えます。

エ. 広報及び啓発

市は、市民及び事業者が暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うことが必要であると考えます。

② 市民に対する禁止事項

暴力団の排除を進めていくためには、社会から暴力団を孤立させることが必要であり、そのためには、市民が「暴力団を利用しない」、「暴力団に資金を提供しない」ことを徹底し、次の条項を規定すべきと考えます。

ア. 暴力団の威力利用の禁止

市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならないものと考えます。

イ. 利益供与の禁止

市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないものと考えます。

(3) 付帯意見

① 広報及び周知

市は、条例制定後、市民及び事業者等に対し、広報やホームページ等で広くその趣旨及び内容を周知していただきたい。

② 市民及び事業者への安全の配慮

市は、市民及び事業者が安心して暴力団排除のための活動に取り組めるよう、警察その他関係行政機関と連携し、安全の確保に努めていただきたい。

③ 啓蒙活動の推進

市は、他の地方公共団体その他関係機関及び団体と連携し、暴力団排除に向け、市民及び事業者に対し啓蒙活動を推進していただきたい。

④ 情報の共有化

市は、市民や事業者から寄せられた情報を可能な範囲で市民や事業者へ提供し、情報の共有化に努めていただきたい。

⑤ 子どもや高齢者等にやさしいまちづくり

市は、子どもや高齢者等にやさしく、安全で住みよいまちづくりを推進していただきたい。

○ 室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会 委員名簿

(会 長)	おおた 太田	みのる 稔	室蘭市町内会連合会 会長
(副会長)	つつみ 堤	りょうこ 良子	室蘭市女性団体連絡協議会 副会長
	さくらば 桜場	まさみ 政美	東明地区安全推進対策協議会 会長
	くにもと 國本	しずこ 静子	室蘭市暴力追放運動推進協議会 副会長
	すずき 鈴木	こういち 功一	室蘭登別防犯協会連合会 副会長
	こにし 小西	ふみのり 二三倫	一般社団法人 室蘭交通安全協会 常務理事
	もり 森	しょういち 昇一	室蘭地区安全運転管理者協会 事務局長
	かわばた 川端	ひでき 英樹	室蘭市青少年健全育成推進協議会 会長
	あべ 阿部	すずお 鈴雄	室蘭市老人クラブ連合会 副会長
	まさだ 政田	かずみ 一美	一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協会 代表理事
	すごう 須合	しょうご 昌悟	室蘭消防防災援助隊(MADRA119) 隊長
	むろむら 室村	よしのぶ 吉信	室蘭漁業協同組合 代表理事組合長
	あおやま 青山	やすのり 康則	室蘭労働基準協会 常任理事
	おおすぎ 大杉	まさのぶ 正信	室蘭地方食品衛生協会 副会長
	いの 井野	ひとし 斎	連合北海道室蘭地区連合会 会長
	まやなぎ 眞柳	ひろこ 宏子	NPO法人 室蘭母子福祉会 会長
	うえの 上野	まさはる 正春	社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会 副会長